

特定健康診査等実施計画  
(第3期計画 第2版)

日本マクドナルド健康保険組合

2020年4月

## I 当組合の特定健康診査等の取組みについて

### 1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするため、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとし、2018年度～2022年度を第3期としている。

### 2. 日本マクドナルド健康保険組合の現状

当組合は、ハンバーガーの製造・販売等を主たる業とする事業所が加入している単一健康保険組合である。

2020年2月の事業所数は158事業所で、ハンバーガーを製造・販売する店舗は全国に点在している。

当健保組合に加入している被保険者は2020年2月末で17,546人、平均年齢は37.9歳で、女性が全体の5割強である。

被扶養者は6,251人、女性が全体の6割である。

40歳以上の者は8,216人おり、うち787人が被扶養者で全体の10%を占めている。

健康診断については、事業主と共同実施しており、法定健診項目に関する健診費用は事業主が負担し、それ以外を当健保組合が負担している。

東京都他全国の大都市圏とその近郊を含む在勤者には、当組合が委託した船員保険健康管理センターが巡回している(全国35箇所)。全国大都市圏とその近郊以外の巡回健診の難しい在勤者には、各地域の契約した医療機関(全国47都道府県で227機関)による健診で対応している。

※船員保険健康管理センター所在地は、神奈川県横浜市

<2018年度の基本健診の実施人数>

船員保険健康管理センターの巡回で6,017人、委託医療機関で9,309人

内訳:被保険者14,341人、被扶養者985人

4割強が、船員保険健康管理センターの巡回で受診している。

### 3. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

### 4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、自治体で行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、当組合が行う巡回及び委託医療機関への受診案内と実施を強化する。

### 5. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業者健診を代行していたことから、当健保組合が主体となって行う(委託を含む)。

### 6. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

## II 実施目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

2022 年度における特定健康診査の実施率を 98.5%とする。

この目標を達成するために、2020 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

※2020 年 3 月中期計画見直し時点

#### 目標実施率(%)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	国の参酌標準 2022 年目標
加入者全体	本人	16,914	17,389	17,800	18,280	18,774	
	家族	6,387	6,397	6,500	6,675	6,855	
	合計	23,301	23,786	24,300	24,955	25,629	
特定健康診査 対象者数	本人	6,939	7,410	7,966	8,181	8,402	—
	対象者/加入者	41%	43%	45%	47%	49%	
	家族	808	836	845	868	891	—
	対象者/加入者	13%	13%	13%	13%	13%	
	合計	7,747	8,246	8,811	9,049	9,293	—
	対象者/加入者	33%	35%	36%	36%	36%	
特定健康診査 受診者数	本人	6,222	7,261	7,807	8,181	8,402	—
	実施率	90%	98%	98%	100%	100%	—
	家族	547	627	659	703	748	—
	実施率	68%	75%	78%	81%	84%	—
	合計	6,279	7,888	8,466	8,884	9,150	—
	実施率	81.1%	95.7%	96.1%	98.2%	98.5%	90%

※2018 年度は実績数値

## 2. 特定保健指導の実施に係る目標

2022 年度における特定保健指導の実施率 55.0%とする。(2020 年 3 月中期計画見直し時点)

この目標を達成するために、2020 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

※2020 年 3 月中期計画見直し時点

### 目標実施率(%)

特定保健指導 第二期目標			2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	国の参酌標 準 2022 年目標	
評価対象者	本人		904	930	940	950	960		
	家族		37	35	36	38	40		
積極的支援	本人	支援対象者	452	460	460	470	475	—	
		対象者割合	7.3%	6.4%	6.0%	5.8%	5.7%	—	
	家族	支援対象者	12	10	10	11	12	—	
		対象者割合	2.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	—	
	本人	終了者数	56	120	120	150	192	—	
		終了率	12.4%	26.1%	26.1%	31.9%	40.0%	—	
	家族	終了者数	1	3	3	5	6	—	
		終了率	8.3%	30.0%	30.0%	45.5%	50.0%	—	
	動機付け支援	本人	支援対象者	452	470	480	480	465	—
			対象者割合	7.3%	6.5%	6.2%	5.9%	5.6%	—
家族		支援対象者	25	25	26	27	28	—	
		対象者割合	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	3.8%	—	
本人		終了者数	103	210	213	282	342	—	
		終了率	16.6%	44.6%	44.4%	58.7%	74.0%	—	
家族		終了者数	0	5	6	8	10	—	
		終了率	0.0%	20.0%	23.0%	30.0%	36.0%	—	
積極的+動機 合計		終了者数	160	338	342	445	550		
		終了率	17.7%	35.0%	35.0%	45.0%	55.0%	55.0%	

※2018 年度は実績数値

### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

#### ① 肥満率改善

40 歳以上本人の肥満率を 2022 年度において、2017 年度 24.4%から 23%以内にする。(2016 年度 24.3%)

#### ② 継続勤務者の BMI 改善

40 歳以上かつ BMI25 以上(2017 年度より継続勤務者:本人)の平均 BMI を、2017 年度 男性 28.2% 女性 27.9%から 2020 年度 男性 27.0% 女性 26.2%にする

## Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

### 1. 実施場所

特定健診は、船員保険健康管理センター(巡回含む)またはその契約健診機関により行う。

特定保健指導は、健診時初回面談を分割 1 回目として船員保険健康管理センターおよび巡回健診時保健指導の実施を委託している保健師に委託し、各健診機関及び健診会場で行う。初回面談分割 2 回目および契約健診期間受診者など健診時初回面談を実施しなかった対象者に関しては、当組合所属の保健師により初回面談を実施する。継続支援については、すべて当組合所属の保健師が実施する。

### 2. 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第 2 編第 2 章に記載されている健診項目とする。

### 3. 実施時期

実施時期は、通年とする。

### 4. 委託の有無

#### ア 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合など船員保険健康管理センターの巡回受診が困難である場合は、各地域の契約した医療機関を定めて実施する。

#### イ 特定保健指導

原則、当組合所属の保健師が実施するが、被扶養者については今後段階的に標準的な健診・保健指導プログラム第 3 編第 6 章の考え方に基づきアウトソーシングを検討する。

### 5. 受診方法

原則、船員保険健康管理センターの巡回受診、もしくは委託医療機関にて希望する日時を予約した上で、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、当組合の委託医療機関以外で受診した場合は、男性は 25,300 円、女性は 32,450 円を限度に補助する。

また、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

## 6. 周知・案内方法

特定健診は、対象者へ受診票とパンフレットを送付するとともに、ホームページに掲載して行う。

特定保健指導は、対象者へ案内を通知し、併せて事業主に対象者を連携し、参加を促すよう協力を求める。

## 7. 健診データの受領方法

健診のデータは、船員保険健康管理センターを通じて電子データを月単位で受領して、当組合で保管する。

また、特定保健指導について外部委託先機関実施分は同様に電子データで受領する。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、5年とする。

## 8. 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、効果の面から国の基準から医師の監視下によって適切な治療が優先されるハイリスク者を除く。

## IV 個人情報の保護

当健保組合は、日本マクドナルド健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は常務理事とし、データの利用者は当健保組合健診・保健事業担当職員と当組合所属の保健師(委託)に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

## V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の内容は、ホームページへの掲載により、公表・周知することとする。

## VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画について、目標と大きくかけ離れた場合・その他必要な場合は見直しを行うこととする。また健康管理推進委員会において、実施状況を踏まえ問題点・対策などを検討する。

厚労省による制度等の見直しがあった場合はそれに準ずる。

## VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等に関する研修に随時参加させる。